

不登校生徒と病気療養中の生徒を対象とした 遠隔授業の実施について

教育局高校教育課

令和5年8月の中央教育審議会『高等学校教育の在り方ワーキンググループ中間まとめ』の提言を受け、学校教育法施行規則の一部が改正され、遠隔授業の実施要件の弾力化が行われ、令和6年4月1日に施行されました。

これにより、高等学校においても、病気療養等を理由に、長期にわたる欠席が見込まれる生徒に対し、各校の学びの質を確保しながら、次のような柔軟な支援を行うことが可能になりました。

1 支援の例

A 病気療養等により、長期間の入院やその後自宅等での加療が必要な生徒

- ① 病院や自宅等での遠隔による同時双方向型の『オンライン授業』による支援
- ② ①が難しい場合、事前に録画された授業を視聴する『オンデマンド型授業』による支援
- ③ 通信制課程に準じた添削指導・面接指導による『通信教育』による支援

B A以外の理由で相当の期間出席できない生徒

- ① 自宅等での『オンライン授業』による支援
- ② 『通信教育』による支援（オンデマンド授業を含む）

2 支援の留意点

上記A・Bいずれの場合にも、まずは在籍する学校にご相談ください。

① 上記Aの場合

- ・ 医師の診断や、支援における医師の助言が必要となります。
- ・ 仙台市教育委員会が定める『療養中等の児童生徒に対する遠隔授業の実施に関する要領』に従って実施します。

② 上記Bの場合

- ・ 支援により修得可能な単位の上限は、36単位までと定められています。

③ いずれの支援の方法においても、定められた時間数の対面による授業を受ける必要があります。 また、支援の方法については、生徒の体調等を優先し、相談の上調整することになります。

3 その他

通信教育とは…

高校の通信制課程で実施している、添削指導と面接及び試験による教育です。

- ・ 課題を決められた日まで提出し、添削指導を受けます。
- ・ 教科によって定められた回数（対面授業）を受ける必要があります。

※面接指導の一部は、学校が指定するオンデマンド授業やインターネット等で配信される番組の視聴により、一部時間が免除されることがあります。